

パネルディスカッション



講演終了後には、モデレーターとして西村先生が、パネラーにはすべての講演者が登壇してのパネルディスカッションが行われました。最初に参加者からの質疑を受けてからパネルディスカッションへと進んでいきました。

西村先生：実は世の中で動物（ペット）を飼っている人は2割程度しかおらず、8割の人々は関係ないと思っている状況だと思います。世の中を動かすためにはその8割の人が重要です。ですので、みなさんが外に向けて大いにアピールし、“犬や猫がいる社会はいいね”と思う人を増やしていくことが、アニマルウェルフェアという概念を浸透させていくためには重要なポイントとなってくるかなと思っています。

－（参加者より質問）前回の動物愛護管理法の改正では、5つの自由のうち4つ（恐怖や不安からの自由を除く）が盛り込まれたと聞いています。なぜ恐怖や不安からの自由は盛り込まれなかったのでしょうか。

則久さん：まず、動物愛護管理法の改正があるかどうかは環境省ではなく国会で議論され、法律は議員立法として作られていますので、環境省では細かな点については分からないことをご了承ください。おっしゃるような前回の改正のときに5つの自由が盛り込まれたのですが、確かに5つすべて入っていないという指摘があります。しかし4つ入っているという人もいれば、3つしか入っていないという人もいまして、5つしっかり明記してほしいという要望もお聞きすることがあります。聞いた話となってしまい明解な答えではありませんが、基本原則はすべての動物を対象とするものなので、あらゆる動物に対して5つすべてを適用することに議論があり、明確なものだけが法改正で入れられたのではないとも言われています。

西村先生：皆さん誤解されていると感じることがこれまでも幾度かあったのですが、法律を作るのは官庁ではなく国会の方で、官庁は法律に従って仕事をするところです。社会の仕組みをもう少し知っていれば、すぐさま環境省が悪い！となることも少なくなるのでは・・・と思うところもありますね。

則久さん：平成11年に、動物保護管理法から動物愛護管理法に名前が変わったのですが、その時関わっていた

国会議員の方から、その段階で動物福祉法としたかったという話を聞いたことがあります。しかしその当時、動物福祉という言葉を使うと、人間の福祉と混同してしまうだろうということで議論がされていたそうです。福祉という言葉は基本的には人間に対して使うもので、動物には使うべきではないといった反対の声も多く、動物福祉という言葉の扱いが難しかったので、法律名の保護を愛護に変えたということのようです。とはいえ、15年以上前から動物福祉という言葉を意識されていた国会議員の方がいらっしゃる、ということはお伝えしておきたいと思います。

－(参加者より質問)先日 SNS で広がった盲導犬が蹴られるような状況があるのをどのようにお考えでしょうか。

吉川さん：

盲導犬ユーザーの方が、犬を蹴飛ばしていた映像が SNS で流れ、盲導犬事業者の間でも大きな問題になっています。先ほどお話しさせていただきましたが、確かに調教的な訓練方法を行なっている団体が一部あることも事実です。ただ、同業者間では訓練方法に対しては事業者独自のことで指摘はできず、国家公安委員会もしくは厚労省が法令に則って指導することになります。日本盲導犬協会としては遵法の精神に基づいて活動をしています。法令はあくまでも最低限すべきことです。寄付で運営されている団体ですので、寄付者がどのような犬の扱いをして欲しいと思っているかということも含め、法にある以上にしっかりと運営を行なっています。

また、IGDF（国際盲導犬連盟）では5年に1度査察を行なっています。どのような訓練をしているのか、どのような飼育をしているのかなど、隅々までチェックが入ります。実は我々の団体も明日から5日間に渡って査察を受ける予定です。先ほどの問題となった盲導犬を育成した団体は、昨年査察を受け、様々な問題が浮上したために IGDF から脱退しました。盲導犬は子どもたちへの人権教育の素材にもなっていることを考えても、今回のことから浮上した問題は非常に大事な部分だと捉えています。ある意味、盲導犬育成は愛護の精神を育てる最前線の事業であるとも考えています。“愛のムチ”と言われると納得してしまう方も多い現実があるのですが、過剰な愛のムチは虐待である、おかしいことだと理解していただきたいと思っています。ですので、そういう状況を許すべきではないとする世論を育てていくことも大切だと感じています。

西村先生：このニュースを見たときに色々なことを思ったのですが、ひとつに盲導犬への批判も多く、嫌いな人も多いのだと感じました。社会の中で動物が働くことへの議論がきちんとなされていない。また、社会全体の動物に対する関心があまり高くないので、このようなことが起きても我関せずと流されてしまう面もあるのかと思いました。ですので、小さな子どもたちへの教育も非常に大切だと考えています。バイオフィリア（生物が生得的に備えている生物や自然への愛）という言葉があるのですが、最近バイオフィリアの概念を取り入れた子どもたちへの教育が盛んになっているそうです。そのような部分からも、社会の動物への関心や意識を高めていければと思っています。

－(西村先生)動物行動学の専門家がいらしているのでお聞きしたいのですが、行動学的に、調教・訓練・教育をどう考えますか。

荒田明香先生（東京大学動物医療センター動物行動診療科、獣医動物行動学研究室、特任助教）：犬や猫などの伴侶動物の困った行動に対して、獣医学的に診察をし、治療を行なっています。問題行動は色々な理由で起きてくるものなのですが、大学の動物病院に来る方に多く見られるパターンがあります。最初は褒めてしつけをしていただけても、うまくいかないで厳しい訓練をしたところ問題行動が悪化してしまい、ついにはどうにもならなくなり相談にきました、というものです。少し有名なドッグトレーナーの方に調教の方法を教わると、それが正しいと信じて疑わずに真似てやったり、自分の方が犬より偉いと考えたりする方も少なからずいます。補助犬

よりも家庭犬に対しての方が、調教という意識がまだ強くあるという印象を受けますね。

犬や猫の相談を受けているのは、動物には個体差があることを大前提として受け止めなくてはならないことです。言うなれば、調教や訓練は“皆がオリンピック選手になりましょう”というようなイメージで、教育は“個々の能力を伸ばしていく”という部分を大切にしているものだと思います。実際に、“前の子はこれができたのに、この子はできない。同じ方法でやってもうまくいかない”というような話を聞くことが多いです。人も色々であるように動物にも個体差がありますから、過剰な期待をしてもうまくいきません。そのような期待に向かってひたすら突き進もうとするのが調教や訓練という方法なのではないかとも思います。ですので、教育をしていくには、前提として個体差を認めているとうまくいくのではないかと考えます。

吉川さん：訓練士の多和田がNHKの番組に出演しているのですが、人が来ると犬が吠えて困るので直して欲しいというお題の回がありました。そのとき多和田は普通の訓練士がやるように犬に直接何かをするのではなく、飼い主が変わらないと犬も変わらないとして、吠えの行動を直していきました。犬は非常に素直な生き物です。人がきちんと教えていると思っていても、犬にとっては教えられていないも同然のことがあります。たとえば座れと言っても犬が座らないと、人は、自分はちゃんと教えている、犬が言うことを聞かずに座らない、犬は自分をナメているんだ、といった考えに直結してしまうことがよくあります。だからこそ、飼い主が変わることが大事なのです。私たちの団体としては、徹底的に犬の行動を分解して考え、本来あるべきトレーニングとはどのようなものをペット業界にもっと発信していけるようにと思っています。

－（西村先生）クリステル・ヴィ・アンサンブルさんでは補助犬に関して何か活動をされていますか。

堀江さん：啓蒙・啓発は私たちの団体の活動の中心となっていますので、小学校へ訪問するなどして子どもたちに対しても補助犬を含めての啓蒙活動を引き続き行なっていければと思っています。また、アニマル・ウェルフェア サミットを通じて感じたのは、動物と間接的にしか関わっていない人にも興味を持ってもらえるような、様々な人を惹きつけられる仕組みを作る必要があることです。8割の人が動物に興味がない、動物への理解がないという社会では、アニマルウェルフェアが浸透している社会をつくることに繋げていけないのではないかと思います。

－（西村先生）ディスカッションをするとき、日本人としては、動物愛護という言葉とアニマルウェルフェアという言葉のどちらを使うのがいいと思いますか。

則久さん：アニマルウェルフェアを使うと分からないと感じる方がさらに増えると思いますので、動物愛護でいいと思います。しかし、普通の方からすると動物愛護という言葉の概念には色がついてしまっている面があり、愛護にはちょっとコワイ方々やうるさい方々が多いような・・・という印象を持つ人がいるのも事実です。ですので、コミュニケーションツールとして、アニマルウェルフェアという新しい概念を持ち込むことのプラス面もあると思います。動物を飼っていない、もしくは関心がない人が国民の過半数いるのが現状ですが、そうした人々と動物が好きな人々が共生できる社会にならなければ、人と動物が共生する社会もなり立たないと思っていますので、動物をきっかけに何かを話す機会をつくるのはいいことでしょう。とはいえ、これまでの日本の歴史を振り返ってみても、ペットがきっかけで地域コミュニティが活性化するような経験はおそらくないのではないかと思います。

話を戻しまして、言葉としてはアニマルウェルフェアよりも動物愛護の方が分かりやすくはあります。ただし日本人は、人と動物は等しく共に生きる存在という動物観を持つので、かえって、動物に対して特別な思いを持つ方は多くありません。動物は人と対等な存在であると考えているがために、“我々ですらこんなに辛い思いを

して日々生きているのに、動物だけが恵まれる環境にあるなんて”という感覚を持ちがちだと話される方もいました。簡単に言えば、動物をどうこうする前に、まず人をどうにかしろ、という感覚ですね。結論としましては、どちらの言葉がいいとは言えないところであります。

－（西村先生）アニマルウェルフェアの観点から、補助犬はどのように見られるとお考えでしょうか。

佐藤先生：イギリスでは子どもの虐待防止法と動物虐待防止法がほぼ同時期にできています。過程を見ますと、動物虐待防止法の方が合意を取りやすく、むしろできたのは少し早かったくらいです。そこには、動物に対する虐待防止が鮮明になり、それが人間の方へ波及していったという流れが見られます。基本的にアニマルウェルフェアは、動物の痛みや苦しみをなくし、幸福感を持てる状況を考え配慮することと、生理的なストレス状態に陥らないようフィットネスを考えることが重要です。そしてもうひとつは、動物種により行動が違いますので、それぞれの動物らしさを大切にすることになります。これら3つのことを具体的にしようとして作られたのが5つの自由です。

とはいえ、すべての苦痛がダメなわけではなく、苦痛が存在してはじめて身体的なストレスを回避できることもあります。痛みはフィットネス上、極めて重要な存在とも言えるのです。たとえば牛は可愛がって育てると攻撃してくることがあるのですが、攻撃してきた瞬間に罰を与えると、その行動だけなくなります。人間とのフレンドリーな関係性にはまったく影響はありません。人間との関係を禁止しているわけではなく、このような場面でのその行動がダメだということを学習させることができるわけです。ですから罰を与えるのが完全に悪いわけではなく、これはダメだということを、ある程度の痛みを伴った形で教えるのは、体の大きな畜産動物には不可欠かと思っています。

盲導犬に対しても、アニマルウェルフェアの基本の3つを注視しましょうということですね。アニマルウェルフェア、すなわち、動物が望みに沿って生活するのを尊重していくことが大切です。

－（西村先生）盲導犬に批判的な人の根底には、犬を人間のために働かせるのはけしからんという意識が流れているのではないかと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

佐藤先生：動物権利主義の人は全体の1%ほどいますが、彼らは当然動物を利用することに反対です。動物権利主義の人は、そうではない人が99%いるのは知っていて、そのような人も含めて“この線が許容範囲”とし、ヨーロッパではそれを法律で定めています。アメリカの畜産動物のウェルフェアは消費者が主導しているので、科学的な発想よりもイメージで動いています。そのようなアメリカで現在大きな問題となっているのは産卵鶏の飼育システムです。消費者主導ということがあり、ヨーロッパで法的に提案されているエンリッチドケージなどを乗り越えて、すべての産卵鶏は放し飼いをしなくてはならないという話になっています。法律は動物権利主義の人とそうではない人の考えの共通項のようなものでもあります。ですので、アメリカの養鶏業者は、皆の共通意見として法律で規制してもらおう方がずっとやりやすいと言っている、との話も聞きます。

落合さん：これは動物園にも非常に関係してくることで、アニマルライツ、権利の考え方をすると、動物園の存在は完全に否定されます。ただやはり、完全なアニマルライツの方はそれほど多くなく、ほとんどの方は動物たちが幸せに暮らしていればいいのではないかと、という考えです。動物園に行く子どもたちが喜ぶから、大人も癒しの空間として利用できるからというような、人間社会の中でのニーズがあります。ですので、そのニーズの中で動物たちがどれだけ問題なく暮らしていけるか、ということに焦点が当てられることになります。

昔の動物園では、博物学的に貴重だという理由で人間が展示されていたことがありました。アフリカの部族、ピグミー族や手足のない身体障がい者などです。そのような時代を経て、人間も年齢や性別、人種など様々であ

ること、さらには霊長類など進化的に人間に近い動物、知能の高い動物の存在を通じて福祉の考え方が世の中に広がって行きました。それではゴキブリの福祉は？という声も、やはり出てくるものですが（笑）、福祉の考えは、まず人間があること、そして人間により近いところから広がっていくものです。

ー（西村先生）イギリスではペットショップでの生体販売はなくなったとのことですが、それは法律で規制されたからではなく消費者意識から自然にそうなっていました。一方、今の日本の流れでは、法律を細かく定める方向に進んでいるように感じます。日本はどのような方向に向かっていくのがいいと思いますか。

則久さん：イギリスの RSPCA の方が研修の講師に来た際に意見交換をしましたところ、その方は、“イギリスの制度を日本の皆さんが理想だと思われているのであれば、日本の制度はイギリスの制度と比べても遜色はありません。日本に足りないのは制度ではなく運用体制ではないでしょうか”と言っていました。

ペットショップについては一定の基準を満たしていればイギリスでも運営できると思います。むしろアメリカのカリフォルニア州などの方が強烈で、生体販売一切禁止となっているようです。

今年ドイツに行ったときに政府の方と話したのですが、ドイツ政府は一度たりとも生体販売が良くないと考えたことはない。インターネットでの生体販売に比べるとペットショップでの生体販売の方がはるかに健全だと言っていました。ですが、なぜペットショップで生体販売を行わないかというと、業界団体が自主的にやらないとしているからで、それは消費者の意識を反映させているものなのです。消費者の中でも、犬や猫はブリーダーから買うべきという意識の高まりがあり、ケネルクラブでの血統の取り締まりも厳しく行われている反面、実際には商業ブリーダーや東ヨーロッパからの密輸の犬が全体の8割を占めているということでした。

このようなことも加味して考えますと、もちろん日本には改善できる面がまだまだたくさんあると思いますが、行政の規制だけで改善していくのではなく、そこには消費者の意識、業界の自主規制が必要だと感じます。日本の法律についても、改善したり、より強化していくべき部分は多々あるとは思いますが、総じて見ると他の国に比べて法律が整備されていないわけではなく、むしろ民間が独自に果たすべき役割をきちんと果たしていなかったり、法律を使いこなすためのリソース、予算や人員、専門家の供給が足りていないというのが課題ではないかと思っています。

西村先生：海外での状況は日本からすると素晴らしく見える部分がありますが、実際にそれを取り巻く状況も正確に知った上で考え、判断していかないとならないと思います。いいところだけを真似しようとしても、決してうまくいかないのではないかと。実は、私のところにいた学生さんで英語もドイツ語もペラペラの人がいて、是非ドイツで働きたいとドイツに渡って働いていたのですが、半年くらいで日本に戻って来ました。どうして帰ってきたのか聞いてみると、来る日も来る日も病院で安楽死をしていて、“殺すことに耐えられなくなった”とのことだったのです。それを聞き、ドイツでの殺処分ゼロの背景にはそのような事情もあるのだろうと思いました。このようなことも含めて海外の実情をきちんと把握し、理解した上でディスカッションをしていくことが大切です。殺処分問題ならば、数字的にはクリアできたとしても、根底にある問題は本当の意味では解決しないのではないかと思うのです。